

「平成 31 年度 松阪市社会人フットサルリーグ」 大会要項

1. 主催 松阪市サッカー協会フットサル委員会
2. 期日 2019 年 6 月～2020 年 3 月 毎回 18:00～21:00
3. 会場 アスキーフットサルパーク松阪（〒515-0044 松阪市久保町 1925 / 0598-31-2888）
※会場変更の場合は事前に連絡させていただきます。
4. 競技形式 参加全チームによる総当たりリーグ戦
5. 参加資格 1 種(社会人・大学生)・2 種(高校生)で、当大会においてチーム登録された選手
夜間開催のため、高校生のみのチームは認めない。必ず成人の引率者が帯同すること。
6. 競技規定 原則、公益財団法人日本サッカー協会フットサル競技規則による。
ただし、以下の項目については本大会の規定を定める。

| | |
|-----------|---|
| 使用球 | フットサル用ボール(会場設置分、もしくは各チームの持ち寄り) |
| 競技者の数 | ベンチ人数、交代要員など原則自由。 試合開始時に人数が 4 名未満の場合は当日棄権扱いとなる。 (棄権時の処分については 14 項を参照) |
| 試合時間 | 24 分間(前後半各 12 分間)のランニングタイム。 ハーフタイムのインターバルは 2 分間。 |
| 警告処分 | 本大会期間中に警告を累積 2 回受けた者は次の 1 試合に出場不可。 |
| 退場処分 | 次の 1 試合に出場不可。以後の処置は主管団体の判断に従う。 |
| ファウルと不正行為 | ボール保持者に対するスライディングタックルはファウルとする。 |
| 順位決定方法 | 勝点方式(勝…3、分…1、負…0)。 勝点が同じ場合は以下の順で決定する。 (1)当該チーム間の対戦結果、(2)得失点差、(3)総得点、(4)抽選 |

7. 参加費用 27,000 円～37,000 円(松阪市サッカー協会登録費込 / 参加チーム数により変動)

8. 参加申込

- ① リーグ事務局に参加表明連絡
info@kawabata29.online(委員長:河端) ※5/15(水)必着
新規参入チームの方は
(1)チーム名 (2)代表者氏名 (3)代表者携帯番号 (4)代表者住所を明記
- ② 所定用紙(・選手登録表・誓約書)を提出。(代表者に郵送)※6/7(金)必着
＜提出先:アスキーフットサルパーク松阪 河端悠太
住所:〒515-0044 三重県松阪市久保町 1925 TEL:0598-31-2888＞
- ③ 参加費用を下記へ振込 ※6/7(金)厳守
＜振込先:第三銀行 梅村学園前支店(店番号 024) 普通 6002518
口座名義 松阪市社会人フットサルリーグ運営委員会 代表 河端悠太＞

9. 表彰

シーズン終了後の会議にて、優勝、準優勝チームにトロフィー授与

10. 組み合わせ

リーグスケジュール決定後、各チーム代表者に連絡

11. 審判

主審は会場スタッフにより運営協力。
副審は割り当てられた各チーム代表もしくはその代理により担当。
副審担当チームは原則 2 名で両チームのメンバーチェックを行う。

12. 選手の登録

- ① チームへの選手登録は、チーム登録時に提出する選手登録票にて行う。
- ② 選手の追加登録を行う場合は「選手追加登録票」を事務局に提出する。
また、追加登録する選手が同一年度内に他チームに在籍していた場合は
移籍扱いとなるため、「選手追加登録票」と、前所属チーム代表者が押印した
「移籍申請・承諾書」の二枚を提出する。
なお、各選手の同一年度内での移籍回数は 1 回のみとする。
- ③ 追加及び移籍は提出書類を受理した時点で即時完了する。
**試合当日に追加登録、移籍の処理を行いたい場合は第一試合の 30 分前(17:30)までに
完了させることとする。**
- ④ 毎試合メンバー表(氏名・番号入り)を提出する。

13. 試合に参加出来ない場合の対応 止むを得ない事情で試合への参加が難しい場合、開催予定日 14 日前までに事務局・対戦予定チームへの通達を行う。対戦相手の了承が得られ、審判員の確保が出来れば、代替日を設定出来る。(開催予定日から一ヶ月以内が望ましい。)

【棄権時のペナルティ】

①所定の手続を行ったが代替試合を開催出来なかった場合

棄権対象試合 0-10、勝ち点のペナルティなし

②開催予定日の 13 日前～前日までに棄権の連絡があった場合>

棄権対象試合 0-10、勝ち点-2

③当日棄権

棄権対象試合 0-10、勝ち点-3

④無断棄権・当日棄権2回目

次節より参加権剥奪。当該年度・次年度の試合(カップ戦含む)には参加出来ない。当該年度に行った当該チームの戦績は全て抹消される。

14. その他

- ・レガースの着用、装飾品の着用禁止の義務付けが果たされなかったチーム・選手に対しては、発見され次第、出場停止を含む厳正な処分が行われる。
- ・装飾品はヘアーバンド、冬季のニットキャップ、ネックウォーマーのみ許可とする。
- ・使用するシューズに関しては原則フットサルシューズ、トレーニングシューズとする。
- ・スポーツマンシップに反するプレー及び行為に関して厳正に処罰される。
- ・審判員に対する異議、暴言等は警告、退場処分も含め、厳正に処罰される。
- ・ユニフォームに関しては、チームで統一された背番号入りのユニフォームを義務とする。ただし、新規参入チームに関しては今季中に用意することとし、用意出来るまではビブスでの代用を認める。
- ・本要項への違反、試合放棄な場合は没収試合とし、当該チームの処置については主管団体に委ねられる。